

「米子市一般廃棄物収集運搬業務」に係る入札手続きにつきまして、次のように補足いたします。(第2回)

予定価格、入札書記載金額、最低制限価格との関係について

入札制度における「予定価格」、「入札書記載金額」、「最低制限価格」の関係について、次のとおり説明をいたします。

| 用語 | 説明 |
|---------|--|
| 予定価格 | 契約金額を決定する基準となる金額で、この金額を下回ることが必須条件となります。なお、契約金額ということから、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれます。 |
| 入札書記載金額 | 入札参加者が、契約をしようとする金額から、消費税等を差引いたもの。 ※ これは、消費税等込の金額を入札書記載金額とした場合、課税業者と非課税業者の間で、公平な価格競争ができなくなる恐れがあることから設けられたものです。 |
| 最低制限価格 | この金額を下回った場合には、失格扱いとなる金額。なお、予定価格を設定基準とすることから、この場合も、消費税等が含まれます。 |

以上のように、入札書記載金額は、消費税等を含まない金額であることから、米子市が用意する予定価格調書には、予定価格及び最低制限価格の他に、入札書記載金額とすぐ比較できるように、消費税等を差引いた金額（「入札書比較価格」と言います。）も記載してあります。

.....

【例】 予定価格が1億500万円とした場合

| | | |
|---------|----------------|-------------|
| 予定価格 | 105,000,000円 ① | 万円単位で設定 |
| 入札書比較価格 | 100,000,000円 ② | ①の消費税等抜きのもの |
| 最低制限価格 | 94,500,000円 | ①の9/10 |
| 入札書比較価格 | 90,000,000円 | ②の9/10 |

この場合、落札可能対象となる入札書記載金額は、9千万円から1億円まで（下限及び上限である9千万円及び1億円を含む。）の範囲となります。